

意見書案第 5 号

地方自治法に新たに導入された指示権の撤回を求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 7 月 5 日提出

提出者 宇治市議会議員 宮 本 繁 夫

同 坂 本 優 子

同 山 崎 匡

同 大 河 直 幸

同 徳 永 未 来

同 谷 上 晴 彦

宇治市議会議長 松 峯 茂 様

## 地方自治法に新たに導入された指示権の撤回を求める意見書

政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国が地方自治体に指示ができる「指示権」を新たに導入する地方自治法改定案が、第213回通常国会で、賛成多数で可決された。

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」や「その発生の恐れ」があるとする場合、個別法が無くても、法定受託事務、自治事務の区別なしに国は自治体に指示ができるとしている。国の地方自治体への統制を強めるものである。しかし、政府は国会審議で、指示権を行使する事態の具体例を一切示さず、法改定の根拠となる「立法事実」すらないものである。国会の事前承認も地方自治体との事前協議の義務化すらないものである。

戦前、自治体が戦争の一翼を担わされた反省から、地方自治が憲法に明記された。新たに導入された指示権は、憲法が保障する地方自治、国と地方は「対等」とする自治の基本理念を覆すものである。本議会は、今回の改定に強く抗議するものである。

よって、国におかれては、下記の事項を強く求めるものである。

### 記

1. 地方自治法を改正し、新たに盛り込まれた指示権を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年7月 日

京都府宇治市議会議長 松 峯 茂

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
内閣府特命担当大臣 (地方創生担当)	自見はなこ様